

高松市病院局工事請負契約約款の特則（平成28年度から令和6年度までの間に新たに工事請負契約の締結をした工事に係る前払金の使途の拡大）

平成28年4月1日から令和7年3月31日までの間に新たに工事請負契約を締結した工事に係る前払金で、同日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができるものとする。